

長崎県私立高等学校授業料軽減補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県総務部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第291号。以下「要綱」という。)第11条の規定に基づき、長崎県私立高等学校授業料軽減補助金の交付について必要な事項を定めるものである。

(補助対象)

第2条 要綱別表学事振興室関係の3の項の第3欄の(1)に規定する「これに準ずると知事が特に認める者」とは、生徒が児童福祉法第27条第1項第3号により措置されている者とする。

2 要綱別表学事振興室関係の3の項の第3欄の(3)に規定する「知事が特に必要があると認める者」とは、市町村民税所得割額の保護者合計が基準額未満である者及び世帯の収入額が生計費の1.2倍未満である者とする。

3 前項における基準額、収入額、生計費については別紙のとおりとする。

4 この補助金は、交付決定日が属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に行う授業料軽減措置を対象とする。

(申請書に添付すべき書類)

第3条 長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 私立高等学校授業料軽減補助事業計画書(様式第1号)
- (2) 私立高等学校授業料軽減補助事業計画明細書(様式第2号)
- (3) 補助対象要件を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(変更申請)

第4条 規則第11条第2項に規定する変更承認の申請は、変更承認申請書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

第5条 要綱第6条第1項の書類は、次のとおりとする。

- (1) 私立高等学校授業料軽減補助事業実績書(様式第4号)
- (2) 私立高等学校授業料軽減補助事業実績明細書(様式第5号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 補助金は概算払により交付することができる。

2 概算払に必要な書類は、概算払請求書のみとする。

附 則

この要領は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した要領は、平成 1 9 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した要領は、平成 2 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した要領は、平成 2 4 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した要領は、平成 2 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した要領は、平成 2 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

改正した要領は、平成 2 8 年度の予算に係る補助金から適用する。